

### 【技能教習のQ&A】

Q：予約が必要？

A：あらかじめ予約が必要です。予約機又はスマホ（要登録）から予約出来ます。  
スマホから予約したい方は、事前に受付にて登録が必要になります。

Q：予約していたけど、当日都合によりキャンセルしたいときは？

A：電話にてキャンセルの連絡をして下さい。尚、当日の朝7時以降のキャンセルは  
キャンセル料¥1,100円（税込み）を頂きます。

Q：シミュレータ教習とは？

A：模擬装置を使い、実車ではできないこと等を体験・経験する教習です。  
技能教習扱いで、二輪事務所に装置はあります。

Q：みきわめとは？

A：教習を修了するか否かを判断することです。総合運転として、教習を行いながら  
指導員が判定します。みきわめが良好になると検定を受けることが出来ます。

Q：キャンセル待ちとは？

A：あらかじめ技能教習の予約をしていた方が、当日キャンセル等で担当予定の指導員が  
空くことがあります。その空きに乗車することが出来るのがキャンセル待ちです。  
キャンセル待ちは先着順で、二輪事務所で行っています。

※その他わからないことがあれば、気軽に受付スタッフまでお尋ね下さい。

## 【二輪車】《普通車免許所持者》

# 教習の進め方

太田自動車教習所へようこそ！

### 【教習を受ける心構え】

教習所は、免許を取得するためだけの学校ではありません。  
免許取得後、「一生無事故無違反ですごせるよう」  
運転技術はもとより交通マナーも身に付けましょう。

#### 【注意事項】

- 以下のはきものでは技能教習(シミュレータを含む)は行えません。  
※厚底靴、ハイヒール、サンダル、スリッパ、下駄、素足等は不可
- 眼鏡等の条件が付いている方は、眼鏡等が無ければ  
技能教習(シミュレータを含む)を受けることが出来ません。  
※サングラス、色付き眼鏡は不可
- 技能教習が規定時間を超えた場合・検定の不合格・当日の技能教習の  
キャンセルがあった場合、別途追加料金が必要となります。

#### 【記載事項の変更について】

- 住所、本籍、氏名等が変更になった際は、すみやかに申し出て下さい。
- 運転免許証に変更があった場合も申し出て下さい。  
(免許の取消、停止、失効、他車種免許の取得等)

# 第1段階

適性検査

技能教習 ↓

予約してから後日受けます  
※1日2時限まで

一段階技能教習の最終時限に  
『みきわめ』を実施

みきわめ良好が出たら  
第2段階へ!

第2段階へ

# 第2段階

第一段階修了後

技能教習 ↓

予約してから後日受けます  
※1日3時限まで、連続3時限は不可  
シミュレータは連続教習不可  
(事前予約は2時限まで)

二段階技能教習の最終時限に  
『みきわめ』を実施、良好が出たら  
卒業検定を申し込みして下さい!

卒業検定 (技能検定)

再度検定申込

合格 ↓

不合格 ↑

卒業です!おめでとうございます!

補習教習 (1時限技能教習)

住民票記載の住所地の免許センターで免許証の更新を行って下さい!

## 【技能教習の受け方】

- あらかじめ予約機、又はインターネットで予約が必要です。(当日の予約は不可)
- 配車券を発券します。発券時間は、教習開始時間の30分前から5分前までです。  
※配車券は毎時間発券が必要。ただし、2時限連続の場合のみ2枚連続で発券されます。  
※教習時間の5分前までに発券されない場合、自動的にキャンセルとなります。(有料)  
※「みきわめ」を行うとき、所持免許を担当指導員に提出する必要があります。  
(各段階にて必要)  
※教習原簿に㊟印が押されている箇所は、シミュレータ教習となり、二輪事務所に設置してある装置を使用する教習となります。
- 教習原簿、教習手帳、配車券、教本等を持って、教習開始5分前までに二輪事務所へ。
- 教習当日の朝7時以降のキャンセルはキャンセル料¥1,100(税込み)が発生します。

## 【卒業検定】

- 第2段階技能教習最終時限に「みきわめ」を行い、指導員より「良好」の判定が出ると卒業検定の申し込みが出来ます。(受付にて申し込み)
- 卒業検定の申し込みは、受たい日の前日まで(教習所休業日を除く)  
月～金曜日はPM5:50まで、土日はPM2:50までで×切となります。
- 卒業検定実施曜日は、火・木・土曜日(教習所休業日を除く)に実施します。
- 検定の申し込み可能時期は、「みきわめ良好」の判定が出た後になります。
- 卒業検定合格者は住民票に記載されている住所地の免許センターにて免許証の更新をして下さい。  
※例:住所地が群馬県の場合、前橋免許センターで免許証の更新をして下さい。

## 【期限について】

- 教習を開始した日から、9ヶ月で教習を修了して下さい。  
期限を過ぎてしまった場合、それまでの教習が全て無効になります。
- 全教習が修了後、3ヶ月以内に卒業(卒業検定に合格)して下さい。